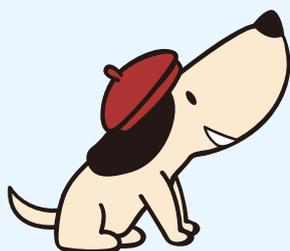


- 第 305 号 一部の美容医療でクーリング・オフが可能に 特定商取引法が改正されました
- 第 306 号 雑木林を売却したはずが、別の新たな原野を買わされた
- 第 307 号 健康食品の摂取による肝障害にご注意
- 第 308 号 不安をあおり契約させるリフォーム工事の点検商法
- 第 309 号 目が不自由なのに…新聞の訪問販売トラブル
- 第 310 号 架空請求 心当たりのない請求は無視！
- 第 311 号 ショッピングモールで勧誘されたウォーターサーバー
- 第 312 号 契約条件は自分でよく確認！インターネットでの旅行予約
- 第 313 号 気をつけて！「キャッシュカードを預かる」という電話は詐欺
- 第 314 号 テレビショッピングでも 注文したら定期購入だった
- 第 315 号 持病の話題に乗せられて？ 家庭用電気治療器具の訪問販売
- 第 316 号 災害に備えて 日ごろから安全対策を
- 第 317 号 思いがけない高額請求 チラシを見て頼んだ廃品回収
- 第 318 号 光回線サービスの変更は、内容をよく理解してから
- 第 319 号 回数券 使えなくなるリスクも考えて購入を
- 第 320 号 大きなリスクも！「アパートを建てませんか」という勧誘にご注意！
- 第 321 号 「俳句が素晴らしい」と褒められて…24万円の掲載料
- 第 322 号 「保険金の手続きをサポートする」と勧誘する住宅修理に注意
- 第 323 号 死亡事故発生！歩行型除雪機の使い方の確認を
- 第 324 号 天皇陛下の退位に便乗した商法にご注意
- 第 325 号 除雪サービス 料金や作業内容を事前に確認しましょう
- 第 326 号 スマートフォン 買ったものの使いこなせない…
- 第 327 号 退会するのに違約金！キャンペーン価格で入会したジム
- 第 328 号 重症になることも 湯たんぽによる低温やけどに注意
- 第 329 号 遺品整理サービス 契約内容をよく確認
- 第 330 号 簡単に高額収入を得られません 「情報商材」のトラブル
- 第 331 号 ラグビーワールドカップ2019日本大会 チケット購入は公式サイトで
- 第 332 号 プロパンガス会社を変更するときは慎重に
- 第 333 号 「アポ電」かも… 知らない番号からの電話に出るのは危険



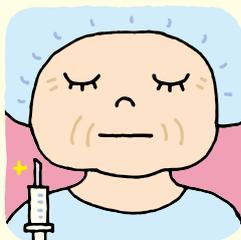
見守り 新鮮情報

2017年12月1日に**改正特定商取引法**が施行され、美容医療サービスのうち、(1) **脱毛**、(2) **にきび・しみ等の除去**、(3) **しわ・たるみの軽減**、(4) **脂肪の減少**、(5) **歯の漂白**等について、特定の方法によるものはクーリング・オフ等ができるようになりました。

特定商取引法の特定継続的役務提供の要件(提供期間：1カ月超、金額：5万円超、治療内容・方法等)に当てはまる場合は、一定期間内の**クーリング・オフ**

や、一定期間経過後の**中途解約**ができます。

中途解約では、事業者により解約料が決められている場合は解約料を支払う必要があります(事業者が請求できる解約料には上限があります)。



一部の美容医療で クーリング・オフが可能に 特定商取引法が改正されました

ひとこと助言



見守るくん

- 美容医療サービスの中には、高額な契約になるものがあります。また、皮膚障害ややけどなどの危害も一定数発生しています。
- クリニックのホームページ等の記載をうのみにせず、他の医療機関や医療安全支援センター等で情報を収集し、クリニックや施術方法を慎重に選ぶことが大切です。
- 契約する内容を書面でしっかり確認し、十分に説明を受け納得した上で、施術を受けるか決めましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り 新鮮情報

宅地建物取引業の免許を持つ業者から、電話で何度も、昔両親が400万円で購入した**雑木林の売却**を持ちかけられた。断ったが「約**5千万円で買い取る**」と言われ根負けし、会って話を聞いた。「**他の土地を一緒に購入すれば節税になる**」「購入**費用は後で返す**」等と説明され、よく分からなかったが、買い手のつかない**土地が売れるなら**と思い、約**400万円**支払って**契約書にサイン**した。しかし、いつまでも購入費用は**返金されず**、業者は**電話に出ない**。契約書を確認すると、雑木林を1200万円で売り、原野を**1600万円で購入**する契約となっていた。(60歳代 女性)



雑木林を売却したはずが、別の新たな原野を買わされた

ひとこと助言

きっぱり断ろう



見守るくん

- 過去に原野商法(値上がりの見込みがほとんどないような原野や山林等の土地を、将来値上がりするように偽って販売する手口)の被害に遭った人や、それらの土地を相続した人に、「土地を高く買い取る」と持ち掛け、言葉巧みに売却額より高い値段の新たな土地も一緒に購入させる二次被害の相談が見られます。
- 「土地を買い取る」「お金は後で返す」などと言われても、きっぱりと断り、絶対にお金を支払わないようにしましょう。
- 宅地建物取引業の免許があっても、悪質な勧誘を行う業者もいるので、注意が必要です。
- 一度お金を支払ってしまうと、取り戻すのは困難です。不審な点を感じたら、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り 新鮮情報

だるさが続き、皮膚も黄色っぽくなっていたため病院に行った。血液検査をすると、**肝臓や胆道の病気**の変化を示す値が上昇していた。2～3カ月ほど前から、**3種のサプリメント**を摂取していたが、**中止**したところ、これらの**値は減少**した。**サプリメント**に対する反応を調べる血液検査でもすべて**陽性**となり、**薬物性肝障害**と診断され、1カ月ほど**入院**となった。
(70歳代 女性)



健康食品の摂取による 肝障害にご注意

ひとこと助言

注意してね



見守るくん

- 健康食品の摂取により、まれに薬物性肝障害を発症することがあり、重症化するケースも報告されています。多くは自身の体質によるもので、誰でも発症する可能性があります。
- 健康食品を摂取して、倦怠感、食欲不振、発熱、黄だん、発疹、吐き気・おう吐、かゆみ等の症状が続く場合は摂取をやめ、速やかに医療機関を受診しましょう。
- 受診する際は、健康食品やそのパッケージを持参し、医師へ正確に情報を伝えましょう。
- 健康食品は、あくまで補助的なものです。安易に健康食品で栄養の偏りや生活の乱れを解決しようとせず、まずは日頃の食事、運動、栄養に気を配りましょう。

見守り 新鮮情報

「近くで屋根工事をしていたら、お宅の**瓦が傷んでいる**ように見えたので**点検**したい」と業者が**訪問**してきた。**点検**した後、業者が**撮影した瓦の映像**を見せられ、「かなり**ひどい**。このままでは**雨漏り**

するかもしれない。

すぐに工事をしたほうがいい」と言われた。迷っていると、「たまたま今日この地域に来ているので**今でないと契約出来ない**」と**せかさ**れ、約**40万円**の契約をしてしまった。不安になって、やめたいと連絡したが、「もう**キャンセルは出来ない**」と怒鳴られた。
(70歳代 女性)



不安をあおり契約させる リフォーム工事の点検商法

ひとこと助言

その場で
契約しないで



- 住宅リフォーム工事等の勧誘が目的ということを告げず点検を持ち掛け、不安をあおって契約をせかすという「点検商法」のトラブルが後を絶ちません。家族や周囲の人も高齢者の様子に気を配りましょう。
- 「点検させてほしい」と訪問してくる業者には対応しないようにしましょう。
- 点検を依頼した場合でも、結果をうのみにしないで、冷静に受け止めることが大切です。別の専門家等に確認して、複数の見積りを取るなど、決してその場で契約しないようにしましょう。
- 法定の契約書面を受け取ってから8日以内である等の場合はクーリング・オフを行うことができます。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り 新鮮情報

あいさつ回りだと言って訪問してきた新聞の勧誘員から、「お米や洗剤をあげるから」などと言われ**新聞の勧誘**を受けた。**目が不自由**なので**断った**にも関わらず、**3カ月**間の**新聞購読の契約**をする

ことになってしまった。**契約書**には、**勧誘員が代わりにサイン**をした。その後、販売店からお礼の電話があったので、**解約したい**と申し出たら、**解約するとは何だ**と言われた。

(当事者：40歳代 女性)



目が不自由なのに… 新聞の訪問販売トラブル

ひとこと助言



- ドアを開ける前に、訪問者や用件などをよく確認し、必要なければドアを開けないうちにきっぱりと断ることが大切です。景品を置いて行かれても、契約するつもりがない場合は、使用せず返せるようにしておきましょう。
- 周囲の人も、一人暮らしの障がい者や高齢者の家に見知らぬ人が出入りしていないか、生活に変わった様子がないか等、日ごろから気を配りましょう。
- 民生委員や介護関係者などとすぐ連絡が取れる環境を整えておくことも大切です。
- 法定の契約書面を受け取ってから8日以内である等の場合はクーリング・オフを行うことができます。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

見守り 新鮮情報

事例1 「消費料金に関する**訴訟最終告知**のお知らせ」と書かれた**ハガキ**が届き、電話をしたら、**弁護士を名乗る者**を紹介され、指示に従いコンビニで支払い番号を伝えて**取り下げ料10万円**を支払った。
(60歳代 女性)

事例2 大手通販会社の名前で**SMS**が届き、身に覚えがなかったが、連絡しないと**法的措置**を取るとあったので電話をしたら、**未納サイト料金を請求**された。**19万円**、さらに**50万円**分の**プリペイドカード**を購入し、番号を伝えて支払った。(60歳代 男性)



架空請求

心当たりのない請求は無視!

ひとこと 助言

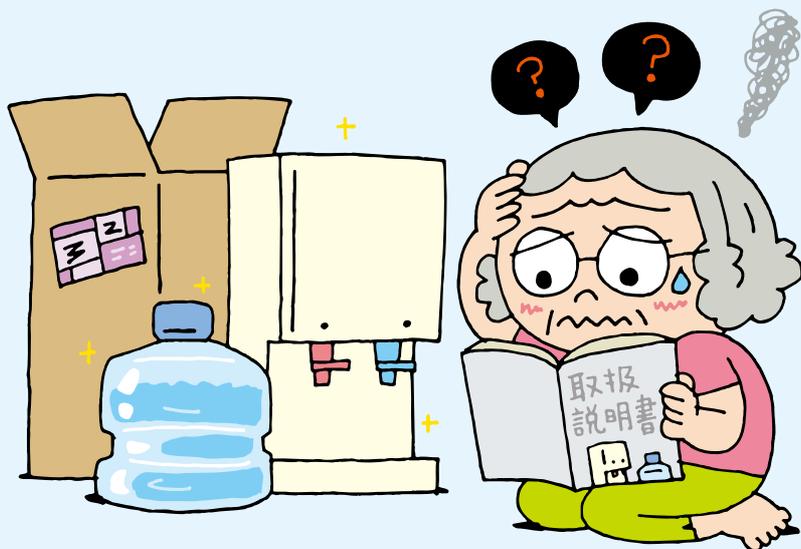


見守るくん

- 架空請求の請求手段は、電話、ハガキ、メール、SMS(ショートメッセージサービス)など様々です。
- 実在の事業者名をかたって本物と思わせたり、法的措置を取るなどと記載をしたり、消費者の不安をあおるケースも見られます。
- 架空請求は消費者の情報を完全に特定して送られているわけではありません。連絡してしまうと個人情報が知られ、その情報を元にさらに金銭を要求される可能性があります。未納料金を請求されても心当たりがなければ決して相手に連絡してはいけません。
- 不安に思ったら、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

ショッピングモールで、「1カ月は無料。その後も500円程度でおいしい水が飲める」と勧誘され、**ウォーターサーバーのレンタル**と2カ月に1回の**水の定期宅配契約**をした。自宅にサーバーと水が届いたが、**設置方法が分からず**、自分で**管理出来ない**と思った。その日のうちに電話で**解約**を申し出たところ1万6千円の**高額な解約料**を請求された。解約料が発生するという説明は聞いていない。(70歳代 女性)



ショッピングモールで 勧誘されたウォーターサーバー

ひとこと助言

契約前によく考えよう



見守るくん

- ショッピングモール等の店舗内に設置された特設ブースで、勧められたウォーターサーバーがよさそうに思えても、自宅に設置出来るのか、水の交換が一人で出来るのか等、実際に管理・取り扱いが出来るか、本当に必要かどうかを契約前によく考えましょう。
- ウォーターサーバーのレンタル契約は、契約期間が複数年と定められていたり、中途解約すると解約料が発生したりするので注意が必要です。契約する際は、管理・取り扱い方法だけではなく、契約金額や解約条件等、契約内容をよく確認しましょう。
- 場合によってはクーリング・オフを行うことが出来ます。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

事例1 インターネットで**海外航空券**の申し込みをしたが行けなくなった。**キャンセル**をしたいが**電話もつながらず**、メールを送っても**返信が来ない**。(70歳代 男性)

事例2 インターネットで4カ月先の**海外のホテル**を**予約**した。翌日**キャンセル**したが、**高額な解約料**を請求された。(60歳代 女性)



契約条件は 自分でよく確認! インターネットでの旅行予約

ひとこと 助言

- インターネットでの旅行予約は店舗での予約と異なり、対面で詳しく説明を受けることが出来ません。利用規約等をよく読み、予約内容やキャンセル、変更などの契約条件は、申し込みの前に自分自身でよく確かめる必要があります。
- サイト運営事業者の基本情報(名称、住所、代表者、日本の旅行業登録有無等)や顧客対応窓口への問い合わせ手段等を確認しておきましょう。海外事業者が運営するサイトの場合は日本語対応の可否等も調べましょう。
- 申込時には、予約内容が確認できる画面をよく確認しましょう。予約後は予約確認メールをすぐ確認することが大切です。不測の事態に備えて画面を印刷し、精算が完了し旅行が終わるまで保管しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。



見守るくん

見守り 新鮮情報

警察を名乗る男性から、「コンビニで、あなたの銀行口座から50万円引き落とされたのでカードを止めた。すぐ代わりの者を行かせるので**キャッシュカードを預けるように**」という電話があった。

電話を切らないうちに

男性が訪ねてきた

ので**カードを渡し**、**暗証番号**を聞かれ、**教えた**。3日後、銀行のサポートセンターから不審な引き出しがあると連絡があり、**口座**から**250万円**ほど**引き出されている**ことがわかった。(80歳代 女性)



気をつけて！ 「キャッシュカードを預かる」 という電話は詐欺

ひとこと助言



信じちゃダメ

- 警察や公的機関、金融機関の職員等が通帳やキャッシュカードを預かったり、暗証番号を聞き出したりすることはありません。このような電話がかかってきたら、すぐに電話を切りましょう。
- もし訪問されても、絶対に通帳やキャッシュカードを渡したり、暗証番号を教えたりしてはいけません。
- 少しでも不安に思ったら、すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

テレビショッピングで健康食品を購入し商品が届いた。その後、何も頼んでいないのに1カ月後に**同じ商品**が届いた。よく確認すると

「定期お届けコース」になっていた。これ以上は要らないので**返品**し、定期購入を**解約**したい。

(80歳代 女性)



テレビショッピングでも 注文したら定期購入だった

ひとこと助言

- テレビショッピングは情報の表示時間が限られているため、つつい商品の印象やお得感ばかりに気を取られてしまいがちですが、契約内容や解約条件を見逃さないようにしましょう。なお、定期購入である場合は、その旨や定期購入の期間など重要な事項が表示されているので注意しましょう。
- 電話で注文する際にオペレーターが定期購入等の契約条件を説明する場合があります。しっかりと話を聞いて、注文内容を確認しましょう。説明が分からない場合や契約内容について説明がない場合は自分から確認し、納得してから注文しましょう。
- テレビショッピングなどの通信販売ではクーリング・オフの制度はありません。ただし、契約条件によっては返品出来る可能性がありますので、困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

気をつけてね



見守るくん

見守り 新鮮情報

「どこか体に悪いところはないか」という電話が突然あり、「腰が悪い」と伝えたところ、「もみ方の指導に行く」と言われ、数日後に男性が自宅に来た。電気治療器の体験をさせられ、6時間も居座り、断りきれず

38万円で契約してしまった。「1週間では効果がないので10日間は使用するように」と言われたが、クーリング・オフしたい。
(80歳代 女性)



持病の話題に乗せられて? 家庭用電気治療器具の訪問販売

ひとこと助言



- 電話で健康に関する話題を持ちかけ、訪問してきた営業員から、高額な家庭用電気治療器具の購入を勧められたという相談が寄せられています。商品を販売するという目的を隠して健康相談をしたり、器具を試させたりしながら近づいてくる事業者もいますので注意が必要です。
- 電話がかかってきた時点で、商品の販売を目的としていないかを確認し、必要なければ商品の購入、自宅への来訪をきっぱり断りましょう。
- 契約書面が渡されていない場合や、不備のない正しい記載がなされている契約書面を受け取った日から8日以内である場合等はクーリング・オフが出来るので、困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等へご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り 新鮮情報

災害に備えて 日ごろから 安全対策を

9月1日は防災の日です。いつ起こるか分からない災害に備え、日ごろから**安全対策**を行いましょ。家具類の**安全対策**、**防災用品の点検**、**避難場所**や**家族との連絡方法**など、身の回りの防災について再確認しましょ！



©Kurosaki Gen

ひとこと助言

日ごろから
安全対策を



見守るくん

- 家具の安全対策点検** 地震に備えて、転倒防止器具を使い、家具の転倒・落下・移動防止対策をしましょ。対策を行う家具の形状や重さに合った器具を選び、正しく設置することが重要です。既に設置をしている場合にも、器具が外れていないか確認しましょ。
- 防災用品の点検** 災害時に懐中電灯、ラジオ等が使用出来ないことのないよう電池等を確認しましょ。住宅用火災警報器も正常に作動するか定期的に点検を行いましょ。
- 避難経路の確保** 避難の妨げにならないよう、出入り口や避難経路に倒れやすい家具を置かないようにしましょ。
- 連絡方法の確認** 近隣の避難場所や家族の間で安否確認のための手段を確認しましょ。例えば各電話会社の提供する災害用伝言板サービス等の使い方を調べておくのも良いでしょ。

見守り 新鮮情報

事例1 他県に住む親が**チラシ**を見て、**廃品回収**を事業者に依頼した。チラシには「**廃品回収代金が8万円**」と書かれていたが、実際には**47万円**請求され、支払ってしまった。(当事者：80歳代 男性)

事例2 **不用品の処分**を
してもらおうと、**投げ込み**
チラシの事業者に電話を
すると「費用は**3万円**
くらい」と言われたが、来訪
すると**30万円**を提示
された。高いとは思った
が、仕方なく支払った。
(60歳代 女性)



思いがけない 高額請求 チラシを見て 頼んだ**廃品回収**

ひとこと助言



慎重にね

- 投げ込みチラシ等を見て事業者に廃品回収を依頼する場合、チラシに記載されている金額で契約出来るとは限りません。事前に複数の事業者から見積もりを取り、料金だけでなく作業内容も比較検討しましょう。
- 作業終了後に突然高額な金額を請求されるケースもあります。契約時や作業開始前に追加料金がないか確認しましょう。
- 作業時は家族や周りの人に立ち会ってもらうことも大切です。
- 不審に思ったら、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

事例1

「電力工事のお知らせに訪問したい」と言われ、契約中の電力会社だと思いを聞いた。「この地域は皆、この**光回線**にしている」と変更が必要であるかのように言われ、書類に記入したら、**別会社**への**光回線**申込だった。(70歳代 女性)



事例2

契約中の大手通信事業者Aを名乗る電話があり、「**光コラボ**の案内。今より**千円**ほど**安く**なる」と勧誘された。**A社**の**プラン**変更だと思い手続きをしたら、**別会社**との**契約**になっていた。(60歳代 男性)

光回線サービスの**変更**は、 内容をよく**理解**してから

ひとこと助言

契約先を
確認して



見守るくん

- NTT 東日本やNTT 西日本から光回線を借り受けた事業者(光コラボレーション事業者)の参入が増え、これらが提供する光回線サービス(コラボ光)の相談も寄せられています。光コラボレーション事業者との契約は、NTT 東西との契約ではありません。
- 「安くなる」と勧誘されても他のオプションサービスとセット契約だった場合、今の料金より高くなる場合があります。
- 勧誘されてもすぐに返事をせず、契約先の事業者名、サービス名など契約内容を確認しましょう。内容が理解出来ない、必要がないと思った場合は、きっぱり断りましょう。
- コラボ光は、電気通信事業法の解約ルールである「初期契約解除制度」の対象です。解約したいと思ったら、すぐに光コラボレーション事業者に申し出ましょう。心配なときは、お早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

事例1 理髪店で**5回分**の散髪代で**6回散髪出来る**という**回数券**を購入していたが、前触れもなく**倒産**したようだ。**未使用**の券が残っている。電話をかけたが繋がらない。
(80歳代 男性)

事例2 マッサージ店で**20回分**の**回数券**を買った。その後、高齢の父の介護で長期帰省することになったので、**未使用**の回数券を**払い戻し**してもらおうとしたが、社内規定により**払い戻し出来ない**と言われた。
(60歳代 女性)



回数券 使えなくなる リスクも考えて購入を

ひとこと助言



よく考えてね

- 「割安になる」「特典が付く」等でお得感のある回数券ですが、未使用でも払い戻しされない場合があります。健康状態や引っ越し等先々通うことが困難になることもあります。期間内に使い切れるかどうか、購入する前によく考えましょう。
- 回数券の利用方法・払い戻し等については各事業者が定めた約款等に従うこととなります。事業者が倒産した場合でも、払い戻しが出来るとは限りません。購入する前にしっかり確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り 新鮮情報

所有する土地の相続について悩んでいたところ、「**賃貸アパートを建設**しないか」と電話があった。来訪してもらい話を聞くと、入居者を集め**家賃も保証**し、

修繕管理もして

くれるという。

相続税対策になると聞き、**その気になって**高額な**契約**をしてしまった。しかし、**建築費の融資を受けなければならぬ**し、無理な契約をしたと**後悔**している。(70歳代 男性)



大きなリスクも！ 「アパートを建てませんか」 という勧誘にご注意！

ひとこと助言



見守るくん

- 事業者が建物所有者から賃貸物件を一括して借り上げ、賃借人に転貸する、サブリースというアパート経営があります。管理の手間をかけずに一定の家賃収入が見込めるメリットを感じますが、リスクもあります。
- 「家賃保証」とうたっていても、家賃相場や入居状況の悪化等により見込み通りの収入が得られない場合があります。また、高額なローンを組むこともあり、ローン返済の他に、老朽化による修繕費用等、契約後の追加の出費も必要になります。
- よい話だと思っても、一人では判断せず、家族や周りの人に相談し、事業者から契約内容や事業計画、家賃収入が減る等のリスクについて説明を受けるなど、十分理解した上で契約の判断をしましょう。
- 不安に思ったら、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。

見守り 新鮮情報

「あなたの**俳句**は**素晴らしい**。**新聞**に**掲載**しないか」と電話で勧誘され、**有頂天**になり**承諾**した。掲載料は、2万円

と聞いていた

が、確認すると

24万円だった。

高額なので断っても、「**キャンセルは出来ない**」と強く言われ、**仕方なく契約**した。新聞にも掲載されてしまった。(70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

「俳句が素晴らしい」と褒められて …24万円の掲載料

ひとこと 助言

きっぱり
断ろう



見守るくん

- 「俳句」以外にも「短歌」「書道」「絵画」「写真」等で同様の手口が発生しています。
- 褒められて嬉しい気持ちに付け込まれ、つい承諾してしまいがちですが、一度限りのつもりが次々に勧誘されるケースもあります。執ように勧誘される場合は、あいまいな断り方をせず、きっぱり断りましょう。
- 電話勧誘販売の場合、事業者は契約書面を交付する義務があります。掲載料等の契約内容は書面でしっかりと確認することが大切です。契約書面が渡されていないときや、法定の契約書面を受け取ってから8日以内のとき等はクーリング・オフが出来る場合があります。
- 不安なときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。
- 周囲の人も、不審な書類がないか、変わった様子がないか、普段から気を配りましょう。

見守り 新鮮情報

来訪した事業者に「家屋に壊れたところはないか。損害保険で負担なく修理が出来る」と言われたので、数年前の大雪でベランダの屋根がゆがんだことを話すと、調査員を手配すると言うので申込書にサインした。申込書をよく見たら

「保険金額が、見積金額より安くて工事が困難な場合は、30%の手数料を払う」と記載されていた。手数料の話は聞いていないし、不審なので申し込みをやめたい。(70歳代 女性)



「保険金の手続きをサポートする」と勧誘する住宅修理に注意

ひとこと助言

まずは確認!



見守るくん

- 自然災害による住宅修理について「保険金使える」と勧誘されても、損害保険金が実際にいくら支払われるのか、また、そもそも保険金が支払われるかどうか分かりません。まずは自身が加入している保険契約の内容を確認し、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。
- 住宅修理とは別に、保険金を請求する手続きをサポートするという契約をさせられ、その手数料を請求される場合がありますが、保険金の手続きの手数料は損害保険の補償対象とはなりません。
- 「自己負担はない」と住宅修理の勧誘をされても、本当に負担なく必要な修理が出来るかどうか分かりません。その場ですぐに契約せず、修理の必要性や契約内容を十分に確認し、家族や周りの人にも相談しましょう。
- 不安に思ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

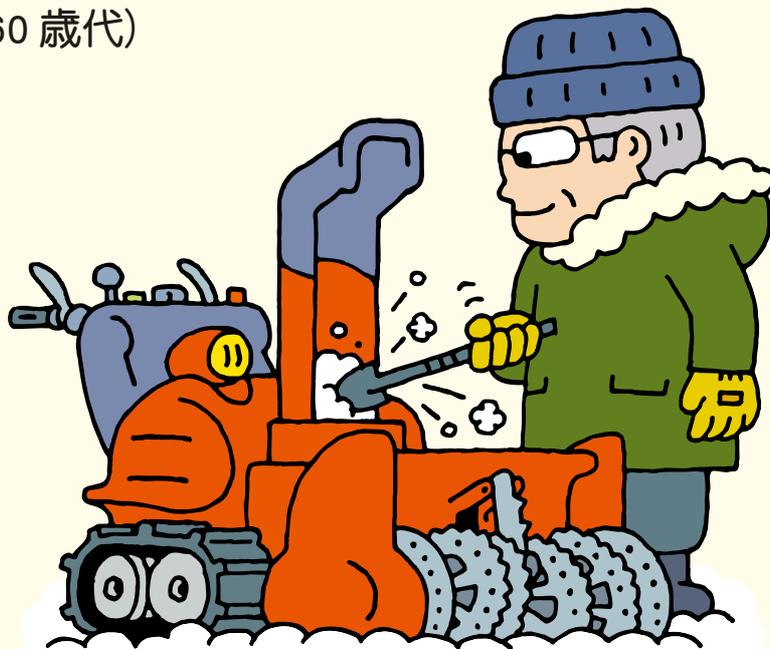
事例1

除雪機を使用中、投雪口に**詰まった雪**を取り除こうとして、右手の中指、薬指及び小指を**骨折**した。

(60歳代)

事例2

除雪機で、緩やかな下り坂を**バック**しようとしたところ、足が引っ掛かって**下敷き**になり、**死亡**した。(80歳代)



©Kurosaki Gen

死亡事故発生! 歩行型除雪機の使い方の確認を

ひとこと助言

- 歩行型除雪機(以下、除雪機)を使用中の事故情報が寄せられており、死亡事故も発生しています。
- 作業前に取扱説明書をよく読み、除雪機の正しい使い方を理解しましょう。
- 安全装置は、作動するか必ず確認し、安全装置が正しく作動しない状態では絶対に使用してはいけません。
- 雪詰まりを取り除くときは、エンジンを停止し、鍵を抜き、回転部が完全に止まったことを確認してから、雪かき棒を使って雪を取り除きましょう。
- 除雪作業中だけではなく、作業後に倉庫などに入れる際など、除雪機使用中に転倒すると、ひかれたり巻き込まれたりする危険があります。また、除雪機と壁の間に挟まれる危険もあります。特に後退時は足元や周囲に障害物が無いことを確認し、無理のない速度で使用しましょう。

正しく使おう



見守るくん

見守り 新鮮情報

見知らぬ事業者から「平成から**年号が変わる**。天皇陛下の**アルバム**を買わないか」と**電話**があり、皇室に興味があったので、少し話を聞いてしまった。

本来8万円だが、

3万8千円で買えると言われた。最終的に**断った**のに一方的に自宅にアルバムが**配送**され、夫が**受け取って**しまった。

(70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

天皇陛下の退位に 便乗した商法にご注意

ひとこと助言

注意して



見守るくん

- 天皇陛下の退位に便乗して、アルバム、掛け軸等の購入を電話で持ち掛けられたとの相談が寄せられています。中には長時間に渡って勧誘された、断っているのに執拗に勧誘されたという強引なケースもあり、注意が必要です。
- 話を聞いてしまうと断りにくくなってしまいます。購入する意思がない場合には、早いうちにはっきりと断りましょう。
- 注文や承諾していない商品が届いた場合は、代金を支払わず受け取り拒否しましょう。受け取り拒否をしても宅配業者に迷惑がかかることはありません。「誰が注文したか分からない荷物は受け取らない」というルールを家族で作っておくのも一つの方法です。
- 困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

大雪が降り、近所の家で除雪作業をしていた業者に、屋根の**雪下ろし**と**除雪**を依頼した。雪の重みで窓ガラスも割れ、**急**を要しており**料金**も**聞か**な**な**かった。初日は半日、翌日は1時間ほど二人で作業をし、2日で**15万円**も請求された。**高額**で驚いた。(70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

除雪サービス 料金や作業内容を 事前に確認しましょう

ひとこと助言

よく確認しよう



見守るくん

- 依頼する際は、実際に現場を見てもらった上で見積もりを取り、契約しましょう。
- 見積もり時には、「雪下ろし」「除雪」「排雪」等具体的な作業内容、料金体系、重機が入る等別料金の発生の有無や、作業が完了出来なかった場合の対応、作業に伴う自宅設備の破損の対応等についてよく確認しましょう。
- 事業者とやり取りするときや除雪の作業時は、一人に対応せず、家族や周りの人に立ち会ってもらうことも大切です。
- 急に大雪が降っても慌てないように、あらかじめサービス内容や料金の情報を収集しておくといでしょう。

見守り 新鮮情報

友達が**スマートフォン**を使っているので便利そうだと思い、携帯電話会社の店舗に行った。使い方も何もかも分からないことを告げると、**使い方を教えてくれる**というので**契約**することにした。すると、スマートフォンの他に

「画面が大きく便利だ」とタブレットを、「まとめると安くなる」と光回線や電気の契約を勧められ、よく分からないまま契約してしまった。

しかし、**スマートフォンもタブレットも使いこなせない**。(70歳代 男性)



スマートフォン買ったものの 使いこなせない…

ひとこと助言

よく確認しよう



見守るくん

- 初めてスマートフォンを購入する際は、事前に、契約していない人でも参加出来るスマートフォン教室等を利用したり、周りの人に操作方法を聞いたりして、自分に合っているかを確認してからにしましょう。
- 契約の際に、光回線やタブレットなど目的以外の商品やサービスを勧められても、内容がよく分からないときは断りましょう。
- 一定の条件が認められた場合、契約を解除出来るケースもあります。契約を解除したいと思ったときは、すぐに携帯電話会社に申し出ましょう。
- 困ったときは、お早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

近所に**スポーツジム**がオープンし、**新規入会キャンペーン**が行われていたので、**割引料金**で申し込みをした。ジムでマシンを使って運動

したところ、膝が

痛くなってしまった。自分には負荷が大きすぎると思い、**退会**を申し出ると「キャンペーン価格で入会した場合、半年間は**やめられない**。やめる場合は半年分の会費に相当する**違約金**を支払わなければならない」と言われた。

(60歳代 女性)



退会するのに**違約金!** キャンペーン価格で入会した**ジム**

ひとこと 助言

説明して
もらおう



見守るくん

- スポーツジム等、店舗で交わした契約は原則クーリング・オフ出来ません。
- 契約する際は、契約書面や規約を必ず読み、施設の利用方法や退会の手続き、解約時の料金精算方法等を確認しましょう。確認の際、分からないことはスタッフに十分に説明してもらいましょう。
- 特にキャンペーン等で入会金無料や月会費の割引を行っている契約では、その条件として、一定の期間解約が出来なかったり、中途解約すると違約金等を請求されたりすることがあるので注意しましょう。
- 入会后、健康状態等により通うことが困難になる場合もあります。事前に家族や周囲の人に相談することも大切です。
- 不安に思ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

金属製の**湯たんぽ**をタオルなどで3重に巻いて**足の下**に置いて**就寝**していたら、左足のくるぶしがひりひりして**やけど**していた。

(60歳代 女性)



©Kurosaki Gen

重症に
なることも

湯たんぽによる
低温やけどに注意

ひとこと助言



- 低温やけどは、心地よく感じる程度の温度のものでも、皮膚の同じ部分に長時間接触することで発生します。湯たんぽの種類に関わらず発生するおそれがあり、状況によっては重症化することもあるので、注意が必要です。
- たとえ、タオルやカバーで包んでいても、湯たんぽを長時間身体に接触させると低温やけどになるおそれがあります。
- 特に就寝中の低温やけどを防ぐために、湯たんぽは布団を暖めるのみに使用し、布団が暖まったら湯たんぽを取り出して就寝しましょう。
- 低温やけどは、見た目より重症の場合があります。痛みや違和感があるときは、すぐに医療機関を受診しましょう。

見守り 新鮮情報

兄が亡くなったため、**スマートフォン**で**検索**して見つけた**遺品整理事業者**に来てもらい、**見積もり**を出してもらうことにした。事業者から、「今日決めてもらったら**安くなる**」、「早く決めれば

早く始められる」などと言われたので、その場で約**32万円**の**契約**をして、手持ちの2万5千円を支払った。「週明けから準備を始める」と言っていたのに、その後、なかなか**作業を始めてくれない**。

(60歳代 女性)



©Kurosaki Gen

遺品整理サービス 契約内容をよく確認

ひとこと助言



見守るくん

- 遺品整理サービスに関する料金や作業内容は事業者により様々です。必ず複数の事業者から見積もりを取り、料金や契約内容を比較しましょう。
- 「今なら安くなる」などとせかされても、その場ですぐに契約してはいけません。家族や周囲の人に相談することも大切です。
- 契約する際には、改めて作業日、作業内容、追加料金やキャンセル料等を含む料金について確認しましょう。
- 残しておきたいものまで処分されてしまうケースもあります。残しておくものと処分するものを明確に分けておきましょう。
- 困ったときは、お早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

「老若男女誰でもすぐ収入が得られる」というメールマガジンを見つけ、約**30万円**で**情報商材**とソフトウェアを**購入**したが、ソフトウェアが起動せず、**収入が得られない**。苦情を伝えると月収1千万円を得られるという**上位のコース**を

勧められた。「必ずフォローする」「代金50万円を半額にする」と強引に誘われ、**断り切れず契約**したが、その後**連絡はなく、全くフォローもない**。

(60歳代 女性)



簡単に高額収入を得られません 「情報商材」のトラブル

ひとこと助言

簡単には
もうかりません



見守るくん

- 副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称してインターネット等で販売されている情報のことを「情報商材」と言います。
- 広告等をきっかけに、簡単に収入が得られると信じて契約したものの、広告や説明と違って収入が得られないという相談が多数寄せられています。情報商材をきっかけにソフトウェアやコンサルティング等を契約させられるケースもあるので注意が必要です。
- 簡単に高額収入を得られることはありません。寄せられた相談をみると、実際にはあまり価値のない情報が高額で販売されていますが、契約前に内容を確認することが出来ないため、安易に信用して事業者に連絡しないでください。
- 不安に思ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

ラグビーワールドカップ 2019の**チケット**を購入しようと検索し、一番上に表記された**サイト**を公式サイトだと思ってチケットを申し込み、約**13万円**をクレジットカードで決済した。

ところが、購入したサイトは転売仲介サイトであることが分かった。公式サイトによると、**転売仲介サイト**で購入したものは**無効**と記載されている。支払いたくないが、海外のサイトのように交渉も出来ない。
(60歳代 男性)



ラグビーワールドカップ2019日本大会 チケット購入は公式サイトで

ひとこと助言

チケットは
公式サイトで



見守るくん

- 2019年9月から開催される「ラグビーワールドカップ2019日本大会」(以下、「RWC2019」)のチケット購入について、検索サイトで検索し、上部に広告として表示されたサイトを公式サイトと思い込み、海外の転売仲介サイトで購入してしまったという相談が寄せられています。
- RWC2019の公式サイトには、公式サイト以外の非公式販売サイトで購入したチケットは利用できない旨の注意喚起があります。チケットを購入する際は、必ず公式サイトであることを確認しましょう。
- 特に海外の転売仲介サイトは、トラブルが生じてキャンセルの条件や返金の保証等について交渉が難しい場合があります。
- トラブルに遭ったら、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

事例1

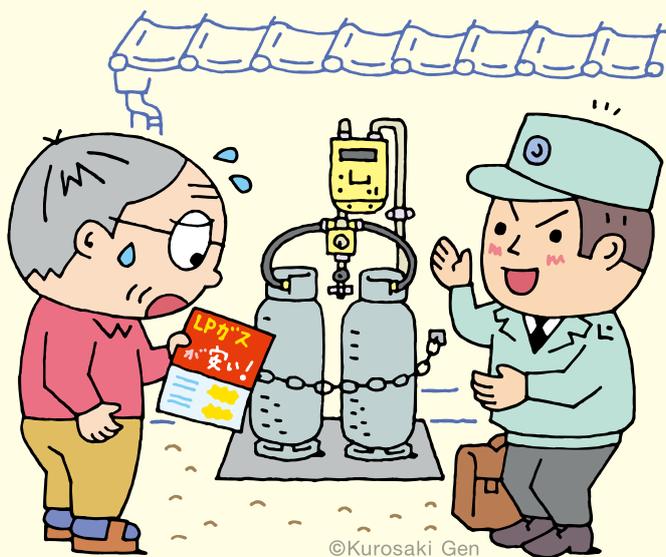
一人暮らしの父の家に**プロパンガス業者**が来訪し、ガス契約のアンケートを求められた。また、**今のガス料金より安くなる**としつこく契約を勧められ、契約書に署名するまで帰ってもらえそうもなかったので、**断りきれず**に仕方なく**署名・捺印**してしまったという。

(当事者:80歳代 男性)

プロパンガス会社を 変更するときは慎重に

事例2

4年前に訪問販売で「**料金が安くなる**」と、**プロパンガス**の切替えを勧められて契約した。しかし、半年後に単価と基本料金を**値上げ**され、その後も値上げが続き、契約時より**随分高くなってしまった**。納得できない。(60歳代 女性)



©Kurosaki Gen

ひとこと助言

よく確認して



見守るくん

- 強引に契約を勧められても、必要が無ければ、きっぱりと「契約するつもりはありません」と断りましょう。
- 「今より安くなる」と勧誘されても、その料金がいつまでも続くとは限りません。契約する場合は料金などの契約内容をよく確認し、不明な点は事業者を確認しましょう。
- 契約先を変更することで、元の契約先との間で解約料等が発生する場合があります。契約書などで解約条件等を確認しておきましょう。
- 訪問販売等ではクーリング・オフできる場合があります。不安に思ったら、お早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

「アポ電」かも… 知らない番号からの 電話に出るのは危険



事例1 テレビの制作会社を名乗る人から電話があり、「所得は500万円より上ですか」などと聞かれたが、「答えられない」と言って電話を切った。後日警察の協力団体を名乗る者から、「テレビ番組に関して電話がなかったか。捜査で押収した名簿に名前が登録されている」という電話があった。(70歳代 女性)

事例2 消防署の職員を名乗る人の電話で、「一人暮らしか」と聞かれ、「はい」と答えてしまった。「災害時にすぐに救助できるように確認している」と言われたが不審だ。(女性)

ひとこと助言



- 実在する機関や企業、家族をかたり、家族構成や資産状況等を聞き出そうとする「アポ電」と思われる電話に関する相談が寄せられています。
- 着信番号通知や録音機能を活用し、誰からの電話か分かった上で電話に出るなどしてトラブルを避けましょう。
- 心当たりのない着信に出してしまった場合も、「〇〇です」と自分の名前を名乗らないことが大切です。家族構成や資産状況を聞かれたら、会話を続けず、すぐに電話を切ってください。
- 特に高齢者等に対しては、家族はもちろん地域でも、身近な人を見守り、様子の変化などに気をつけましょう。
- 不審な電話があったら、すぐに警察や消費生活センター等にご相談ください(警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン「188」)。